



埼玉県報

第 637 号
令和 7 年(2025 年)
7 月 25 日
金曜日

目 次

告示

- 備前堀土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 八条用水路土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 明戸北部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 豊里東部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 美児沢用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 吉見領土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 見沼代用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 上里土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更の認可（農村整備課）
- 入間第二用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合の定款変更認可（農村整備課）
- 東第二土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 和光都市計画都市再開発の方針に係る公聴会の中止（市街地整備課）
- 県道花園本庄線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 県道花園本庄線の供用の開始（本庄県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第五百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和七年七月十八日認可した。

令和七年七月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

備前堀土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県加須市

告 示

埼玉県告示第五百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和七年七月十八日認可した。

令和七年七月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

八条用水路土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県越谷市

告 示

埼玉県告示第五百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和七年七月十八日認可した。

令和七年七月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

明戸北部土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県熊谷市

告 示

埼玉県告示第五百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和七年七月十八日認可した。

令和七年七月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

豊里東部土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県深谷市

告 示

埼玉県告示第五百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和七年七月十八日認可した。

令和七年七月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

美児沢用水土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県児玉郡美里町

告 示

埼玉県告示第五百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和七年七月十八日認可した。

令和七年七月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

吉見領土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県比企郡吉見町

告 示

埼玉県告示第五百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和七年七月十八日認可した。

令和七年七月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

見沼代用水土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県久喜市

告 示

埼玉県告示第五百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和七年七月二十三日認可した。

令和七年七月二十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 名称

上里土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県児玉郡上里町

告 示

埼玉県告示第五百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和七年七月二十三日認可した。

令和七年七月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

入間第二用水土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県飯能市

告 示

埼玉県告示第五百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十四条において準用する同法第三十条第二項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を令和七年七月二十三日付で認可した。

令和七年七月二十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 名称

葛西・羽生領島中領土地改良区連合

二 事務所の所在地

埼玉県幸手市

告 示

埼玉県告示第五百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和七年七月二十三日認可した。

令和七年七月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

東第二土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県比企郡吉見町

告 示

埼玉県告示第五百九十二号

令和七年七月一日付け埼玉県告示第五百四十八号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定によりその開催を中止する。

令和七年七月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

番号	一
都市計画 区域名	和光
市町村名	和光市
都市計画の 種類及び名称	「都市再開発 の方針」
期日及び時間	令和七年八月 一日午後二時 から
場 所	和光市役所三 階第一委員会 室

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年七月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒 井 敦 司

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 花園本庄線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
本庄市栗崎字古川端一一四九番一 地先から同市北堀字前田一九二七 番二地先まで	本庄市西五十子字村東八一五番二 地先から同市北堀字前田一九二七 番二地先まで		区 間
一五・〇〇〃 一〇三・〇四	七・九〇〃 三六・九〇		敷地の幅員 (メートル)
一二〇七・九〇	三四三九・一〇		延長 (メートル)
令和二年五月十二日付け本庄県 土整備事務所長告示第五号の道 路予定区域の一部変更である。			備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年七月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒 井 敦 司

路 線 名	県道花園本庄線
供用開始の区間	本庄市栗崎字東一三七六番一地先から同市北堀字田端一三一番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和七年七月二十八日 正午
備 考	令和二年五月十二日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号及び令和七年七月二十五日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長 <u>三六五・三五メートル</u>